

第1 基本方針

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
1 基本方針	<p>□ 要介護者について、その居宅において又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。</p> <p>◎ <u>通いを中心</u>として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。</p>	適・否	
2 人権の擁護及び虐待の防止	<p>□ 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるなければならない (R6. 3. 31までは努力義務)</p>	適・否	責任者等体制 【有・無】 研修等実施 【有・無】
3 暴力団の排除	<p>□ 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。</p> <p>□ 前項の事業所はその運営について、暴力団員等の支配を受けていないか。</p>	適・否	

第2 人員に関する基準

<p>1 通則 (用語の定義)</p>	<p>以下、用語の定義を理解しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定認知症対応型通所介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児介護休業法第2条第一号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第二号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p>	<p>適・否</p>	<p>【常勤換算方法】 併設事業所への兼務者の有・無 （有の場合）当該事業所の勤務時間のみを勤務延時間数に算入しているか ⇒（はい・いいえ）</p> <p>【勤務延時間数】 常勤の従業者が勤務すべき時間数 <u>時間</u></p>
-------------------------	--	------------	---

	<p><input type="checkbox"/> 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p><input type="checkbox"/> 「前年度の平均値」 人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第2位以下を切上げ）とする。</p>		<p>【前年度の利用者数の平均値】 _____人 (小数第2位以下を切上げ)</p>
<p>2 従業員の員数</p>	<p>従業員</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供にあたる従業者を1以上配置しているか。</p> <p>[算出例 (望ましい配置の例示)]</p> <p>■ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数 $\frac{\text{前年度の通いサービスの利用者数の平均}}{3} = \text{〇.〇} \text{人} \Rightarrow \text{〇} \text{人} + 1 \text{人} = \text{〇} \text{人} \text{ (a)}$ <small>前年度の通いサービスの利用者数の平均 * 小数点以下繰上げ</small></p> <p>■ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数 <small>(暦月) (年 月分)</small> $\frac{(\text{〇} \text{時間} - \text{〇} \text{時間}) \div 4 \text{週間} \div \text{〇} \text{時間}}{4 \text{週の総勤務時間数} \quad \text{うち夜間・深夜の時間帯の勤務時間数} \quad \text{常勤職員の1週の勤務時間}}$ $= \text{〇.〇} \text{人}$</p> <p>■ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に必要な日々の必要な介護従事者の延勤務時間数 $\text{〇} \text{人 (a)} \times \text{〇} \text{時間} \Rightarrow \text{〇} \text{時間} \quad \text{※1}$ <small>常勤の勤務時間 (1日)</small></p> <p>【夜間及び深夜の時間帯】 〇 : 〇 ~ 〇 : 〇 <small>(※夜勤時間ではないので注意)</small></p> <p>例. 通い利用者15名、常勤の勤務時間を1日8時間とし、日中勤務時間帯を午前6時から午後9時までの15時間とした場合の必要な日中勤務時間数 <u>午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×(15÷3)人=延40時間勤務分の通いサービスの提供に加え、日中の訪問サービスに要する8時間の計48時間の勤務時間数を確保する必要がある。</u></p> <p>◎ 日々の通いのサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しないものに対する訪問サービスも含め、利用者には何かの形で関わることができるような職員配置に努めるものとする。^</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者を1以上、宿直勤務を行う介護従業者を1以上配置しているか。</p> <p>◎ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜勤及び深夜の勤務を行う介護従業者を配置しないことができる。</p> <p>◎ 宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、連絡を受けた後、事業所から登録者宅への訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。</p>	<p>適・否</p>	<p>利用者数は前年度の平均値であることに注意</p> <p>※1 <u>日々においても必要な延べ勤務時間数を満たしていることが望ましい</u> ⇒毎日でなく、常勤換算方法（4週間）で配置が不足する場合は人員基準違反</p>

	<p><input type="checkbox"/> 介護職員の場合 <u>①指定認知症対応型共同生活介護事業所 ②指定地域密着型特定施設</u> <u>③指定地域密着型介護老人福祉施設 ④指定介護療養型医療施設又は介護医療院</u> (※1) が併設されている場合であって、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、併設された施設等の職務に従事することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 看護師又は准看護師の場合 ①上記※1の施設等 ②指定居宅サービスの事業を行う事業所 ③指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ④指定認知症対応型通所介護事業所 ⑤指定介護老人福祉施設又は⑥介護老人保健施設のいずれかが同一敷地内にある場合であって、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同一敷地内の施設の職務に従事することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 人員配置基準の基礎となる利用者数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師であるか。 ※ 常勤を要件としておらず、毎日配置する必要はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護従業者は、介護等に対する知識・経験を有する者であるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 併設の認知症対応型共同生活介護事業所(1ユニット)と夜勤を兼務していないか。</p> <p>介護支援専門員</p> <p><input type="checkbox"/> 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の処遇に支障がない場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務又は併設する上記<介護職員の場合>の①～④、<看護師又は准看護師の場合>の①から⑤の施設のいずれかが併設されている場合は、当該施設等の職務に従事することができる。 ◎ 利用者の処遇に支障がない場合、管理者との兼務可。非常勤も可。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修(小規模多機能サービス等計画作成担当者研修)を修了しているか。</p>		<p>従業者 (看護職除く) <input type="text"/>人のうち 資格有</p> <p>計画作成担当者 <input type="text"/>人中 計画作成担当者研修修了証 <input type="text"/>人分有 介護支援専門員登録証 <input type="text"/>人分有</p>
<p>3 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は併設する上記2<介護職員の場合>の①～④、<看護師又は准看護師の場合>の①から⑤の施設のいずれかが併設されている場合は、当該施設等の職務に従事することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(法第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。)等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)を修了しているか。 ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ市からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。</p>	<p>適・否</p>	<p>兼務【有・無】 兼務する事業所名 () 職種 ()</p> <p>※併設以外事業所の職務についていないか</p> <p>実務経験年数 ()</p> <p>管理者研修修了証 【有・無】</p>

<p>4 代表者</p>	<p>□ 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。</p> <p>◎ 法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。</p> <p>□ 代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了しているか。</p> <p>◎ 代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を終了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。</p>	<p>適・否</p>	<p>開設者研修修了証 【有・無】 受講者名： 受講年月日：</p>
--------------	--	------------	---

第3 設備に関する基準

<p>1 登録定員及び利用定員</p>	<p><input type="checkbox"/> 登録定員※は29人以下となっているか。 ※介護予防小規模多機能型居宅介護事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合は、登録者の合計数。 ◎ 複数の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められない。 ◎ 併設の有料老人ホーム入居者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは可能である（ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。）。 養護老人ホームの入居者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは想定されていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までか。</p> <table border="1" data-bbox="406 571 1054 705"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ この場合における利用定員については、一日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、1日当たりの延べ人数でないことに留意すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 宿泊サービス利用定員は、通いサービス利用定員の3分の1～9人までか。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>適・否</p>	<p>登録定員 <input type="text"/> 名 通い定員 <input type="text"/> 名 宿泊定員 <input type="text"/> 名</p>
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										
<p>2 設備及び備品等</p>	<p><input type="checkbox"/> 居間及び食堂の合計した面積は、機能を十分に発揮しうる適当な広さ（「3㎡通いサービスの利用定員」以上が望ましい。）であるか。 ◎ 居間及び食堂は同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。 ◎ 通いサービスの利用定員について15人を超えて定める事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確認することが必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 一の宿泊室の定員は1人となっているか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人可。</p> <p><input type="checkbox"/> 一の宿泊室の床面積は7.43㎡以上であるか。</p> <p>【個室以外の宿泊室を設ける場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 個室以外の宿泊室を合計した面積は、7.43㎡×（宿泊サービスの利用定員－個室の定員数）以上となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> パーテーションや家具など（カーテンは不可）により、利用者同士の視線の遮断が確保されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えているか。 ◎ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものであるか。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。◆平18厚令34第67第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第3に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p>	<p>適・否</p>	<p>直近レイアウト変更 年 月</p> <p>届出図面と変更ないか あれば変更届必要</p>								

第4 設備に関する基準

<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該事業所から指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>◎ 記載すべき事項は以下のとおり</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 介護従業者の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制</p> <p>オ 第三者評価の実施状況 等</p> <p>※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の同意については、書面によって確認しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>利用者 <input type="text"/>人中 重要事項説明書 <input type="text"/>人分有</p> <p>★運営規程と内容に不整合ないか確認</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p><input type="checkbox"/> 下記の提供を拒むことのできる正当な理由がある場合以外、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>◎ 提供を拒むことのできる正当な理由</p> <p>①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③その他利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合</p>	<p>適・否</p>	<p>過去1年間に利用申込を断った事例【有・無】</p> <p>有の場合の理由 ()</p>
<p>3 サービス困難時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>左記事例【有・無】</p>
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>確認方法（申請時にコピー等）</p> <p>記載例あるか。あれば当該事例の計画確認</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>事例の【有・無】あれば対応内容</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p><input type="checkbox"/> 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等（テレビ電話装置等を活用可。ただし、利用者等が参加する場合には、当該利用者等の同意を得なければならない。）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆平18厚令34第68条</p>	<p>適・否</p>	
<p>7 居宅サービス事業者等との連携</p>	<p><input type="checkbox"/> 居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。◆平18厚令34第69条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師と密接な連携に努めているか。◆平18厚令34第69条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供や保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆平18厚令34第69条第3項</p>	<p>適・否</p>	

<p>8 身分を証する書類の携行</p>	<p><input type="checkbox"/> 訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示するよう指導しているか。◆平18厚令34第70条</p> <p><input type="checkbox"/> 身分を証する書類には、事業所の名称、提供にあたる者の氏名を記載しているか（写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい）。</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者 <input type="text"/>人中 身分証 <input type="text"/>人分有</p>												
<p>9 サービス提供の記録</p>	<p><input type="checkbox"/> サービスを提供した際には、提供日、内容、保険給付額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。◆平18厚令34第3条の18第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 ◎ 記録すべき事項 ・ サービスの提供日 ・ 提供した具体的なサービスの内容 ・ 利用者の心身の状況 ・ その他必要な事項</p>	<p>適・否</p>	<p>記録確認。記載なければ提供なしとみなす。</p>												
<p>10 利用料等の受領</p>	<p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平18厚令34第71条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。◆平18厚令34第71条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平18厚令34第71条第3項、第4項、第5項</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要した交通費の額</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ 宿泊に要する費用</p> <p>⑤ おむつ代</p> <p>⑥ その他の日常生活費 <事業所で支払いを受けている「⑥その他の日常生活費」の例を記入></p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </table> <p>※上記その他の日常生活費が、あいまいな名目（例：運営費、日常生活費、教養娯楽費等）となっていないか。 ⇒<u>保険給付の対象サービスと重複関係がないことがわかるように、重説等で当該費用の具体的な内訳を示すことにより、利用者等に説明し、利用者等の希望（同意）を確認しているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 利用者から、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分別れないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。 ※ 事業者により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供とは関係のないもの（利用者の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」と区別し、請求できる。</p> <p>◎ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることにより足りるが、<u>以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要があるときはその都度、同意書により確認するものとする。</u></p> <p>◎ 上記①～⑥に掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。</p>	.	.	_____	_____	.	.	_____	_____	.	.	_____	_____	<p>適・否</p>	<p>領収証等で負担を確認できるか</p> <p>償還払対象で10割徴収の事例 【有・無】</p> <p>左記①～⑥の費用の支払いを受けている利用者 <input type="text"/>人中 同意書 <input type="text"/>人分有</p>
.	.														
_____	_____														
.	.														
_____	_____														
.	.														
_____	_____														

	<p><input type="checkbox"/> 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ◆施行規則第65条準用</p>		
11 保険給付の請求のための証明書の交付	<p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 ◆平18厚令34第3条の20準用</p>	適・否	法定代理受領サービス以外の利用者 【有・無】
12 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	<p><input type="checkbox"/> 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 ◆平18厚令34第72条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 自ら提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己評価の結果を公表しているか。 ◆平18厚令34第72条第2項</p>	適・否	
13 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	<p><input type="checkbox"/> 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、妥当適切に行っているか。</p> <p>◎ 週1回程度の利用でも算定可能だが、利用者負担等を勘案すれば合理的な利用ではないので、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要である。</p> <p>◎ 宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかし、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適正にサービスが利用できるよう利用調整を行うことが必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように、機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 ◆平18厚令34第73条第3号</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（目標及び内容や行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。 ◆平18厚令34第73条第5号</p> <p><input type="checkbox"/> 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはいないか（介護予防含む）。 ◆平18厚令34第73条第7号</p> <p>◎ 「著しく少ない状態」・・・登録定員のおおむね3分の1以下</p> <p><input type="checkbox"/> 登録者に対して、通い、宿泊及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行っているか（介護予防含む）。 ◆平18厚令34第73条第8号, 平18解釈通知第3の4の4 (4) ⑤</p> <p>〔算出方法〕</p> <p>$\frac{\text{サービス提供回数合計}}{\left(\frac{\text{算定月の日数}}{\text{登録者数}} \times \text{月途中利用開始(修)者の利用開始前(終了後)日数} \right)} \times 7 \text{日} = \text{回}$</p> <p>◎ 訪問サービスは、身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。 ◆平18留意事項通知第2の5 (3) ①ロ</p> <p>◎ 通いサービスについて、1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。</p> <p>◎ 宿泊サービスについて、1泊を1回として算定すること。但し、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。 ◆平18留意事項通知第2の5 (3) ①ハ</p>	適・否	<p>恒常的に週1程度の利用者、ほぼ毎日宿泊の利用者（重度が前提） 【有・無】</p> <p>有の場合、運営推進会議への報告・評価 【有・無】</p> <p>過去1年間に身体拘束を行った件数 □ 件中 身体拘束の記録 □ 件分有 身体拘束廃止への取組 【有・無】</p> <p>左記については、減算規定有（サービス提供が過少である場合の減算）</p>

	<input type="checkbox"/> 通いサービス及び訪問サービスを提供しない日でも、電話による見守り等、利用者に対して何らかの形で関わっているか。◆平18解釈通知第3の4の4(4)⑤		
14 居宅サービス計画の作成	<input type="checkbox"/> 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平18厚令34第74条第1項 <input type="checkbox"/> 登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っているか。 [指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針の概要] ① 利用者の居宅訪問及び面接による課題把握(アセスメント) (記録類) 支援経過記録、アセスメントシート等 ② 居宅サービス計画原案の作成 ③ 担当者の情報共有及び居宅サービス計画原案に対する意見聴取のためのサービス担当者会議の開催 (記録類) 支援経過記録、サービス担当者会議の要点等 (福祉用具貸与事業所等他事業所の担当者も含め、全担当職種に意見聴取ができていないか。) ④ 利用者に対する居宅サービス計画原案の説明及び文書による同意並びに居宅サービス計画書の交付 (説明、同意、交付が記録で確認できるか。) ⑤ 少なくとも月1回の利用者の居宅訪問による居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)及びモニタリング結果の記録 (記録類) 支援経過記録、モニタリングシート等 ⑥ 以下の場合のサービス担当者会議の開催 イ 要介護更新認定を受けた場合 ロ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 (記録類) 支援経過記録、サービス担当者会議の要点等	適・否	利用者 <input type="text"/> 人中 居宅サービス計画 <input type="text"/> 人分有 左記①～⑥が各記録で確認できるか
15 法定代理受領サービスに係る報告	<input type="checkbox"/> 毎月、市町村(国民健康保険団体連合会)に対して、給付管理票を提出しているか。◆平18厚令34第75条	適・否	
16 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	<input type="checkbox"/> 登録者が他の指定小規模居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他登録者からの申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。◆平18厚令34第76条	適・否	
17 小規模多機能型居宅介護計画の作成	<input type="checkbox"/> ① 管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平18厚令34第77条第1項 <input type="checkbox"/> ② 介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動(地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業など利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等)の確保に努めているか。 <input type="checkbox"/> ③ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成しているか。◆平18厚令34第77条第3項 <input type="checkbox"/> ④ 利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。 <input type="checkbox"/> ⑤ 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 <input type="checkbox"/> ⑥ 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付しているか。◆平18厚令34第77条第5項 <input type="checkbox"/> ⑦ 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後、実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行っているか。◆平18厚令34第77条第6項	適・否	利用者 <input type="text"/> 人中 介護計画 <input type="text"/> 人分有 ②利用者の多様な活動の確保に努めた計画となっているか 【はい・いいえ】 ③アセスメント記録 【有・無】 ⑤介護計画 <input type="text"/> 人分中 説明・同意の署名 <input type="text"/> 人分有 交付の署名等記録 <input type="text"/> 人分有 ⑦モニタリング・介護計画の見直し頻度 ⇒概ね <input type="text"/> 箇月ごと

	<p><input type="checkbox"/>⑧ ⑦の計画の変更について、②～⑥の規定を準用しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>⑨ 短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画に基づきサービスを提供している場合、居宅介護サービス計画を作成している居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護計画の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>		
18 介護等	<p><input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように、利用者の人格に十分配慮して介護サービスを提供し、必要な支援を行っているか。◆平18厚令34第78条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の負担により、小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。ただし、小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。</p> <p><input type="checkbox"/> 食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うように努めているか。</p>	適・否	
19 社会生活上の便宜の提供等	<p><input type="checkbox"/> 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。◆平18厚令34第79条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。◆平18厚令34第79条第3項</p>	適・否	<p>会報の送付 【有・無】</p> <p>行事参加の呼びかけ 【有・無】</p>
20 利用者に関する市町村への通知	<p><input type="checkbox"/> 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平18厚令34第3条の26準則</p> <p>① 正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適・否	<p>左記①又は②に該当する利用者 【有・無】</p>
21 緊急時の対応	<p><input type="checkbox"/> 介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第80条</p> <p>◎ 協力医療機関について ◆平18解釈通知第3の4 (11)</p> <p>ア 通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	適・否	<p>マニュアル 【有・無】</p> <p>協力医療機関名 () 協定書【有・無】</p>
22 管理者の責務	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。◆平18厚令34第28条第1項、平18解釈通知第3の3の3 (4) 準用</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	適・否	<p>管理者が掌握しているか。</p>
23 運営規程	<p><input type="checkbox"/> 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。◆平18厚令34第81条、平18解釈通知第3の4の4 (12)</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日 (365日) 及び営業時間 (訪問サービス：24時間 通いサービス・宿泊サービス：営業時間) ※ 休業日を設けることは認められない。</p> <p>④ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</p> <p>⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他費用の額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>◎ 客観的にその区域が特定されるものとする。</p>	適・否	<p>直近改正 年 月 (変更届【有・無】)</p> <p>★実際の運用との整合性【適・否】</p> <p>★重説と不整合ないか【適・否】</p> <p><input type="checkbox"/>職員の員数</p> <p><input type="checkbox"/>営業日・営業時間</p> <p><input type="checkbox"/>通常の事業の実施地域</p> <p><input type="checkbox"/>利用料・その他</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 (R6. 3. 31までは努力義務) ⑪ その他運営に関する重要事項 		<p>費用 ★その他費用について金額を明示しているか (実費でも可) 【適・否】</p>
<p>24 勤務体制の確保等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所ごとに、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員、及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明確にした勤務の体制を定めているか。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって、サービスが提供されているか。◆平18厚令34第30条第2項準用 ※ ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない調理、洗濯等については委託等できる。◆平18解釈通知第3の3の3(6)②準用 <input type="checkbox"/> 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 その際、小規模多機能型居宅介護支援事業者は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ※認知症基礎研修については、R6. 3. 31までは努力義務。 <input type="checkbox"/> 適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 	<p>適・否</p>	<p>各月の勤務表 【有・無】 以下内容がわかるか <input type="checkbox"/>事業所毎の作成か <input type="checkbox"/>日々の勤務時間 <input type="checkbox"/>常勤・非常勤の別 <input type="checkbox"/>兼務関係</p> <p>研修記録【有・無】 ★認知症に係る基礎的な研修については、R6. 3. 31までは努力義務 (経過措置)</p> <p>ハラスメント対策の実施【有・無】 カスタマーハラスメント対策の実施【有・無】</p>
<p>25 定員の遵守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 登録定員、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供をしていないか。 ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。 なお災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ◎ 「特に必要と認められる場合」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービス利用者数が定員を超える場合 ・上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 	<p>適・否</p>	
<p>26 業務継続計画の策定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(経過措置あり) <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者は、介護従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 <input type="checkbox"/> 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◎ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 (令和6年3月31日までの間は、努力義務) 	<p>適・否</p>	<p>R6. 3. 31 までは努力義務(経過措置)</p> <p>業務継続計画の有・無</p> <p>周知の方法</p> <p>見直しの頻度</p>

	<p>◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかるとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>◎ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		<p>左記の必要な項目が網羅されているか</p> <p>研修の開催 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無 【 有 ・ 無 】</p> <p>訓練の実施 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月</p>
<p>27 非常災害対策</p>	<p><input type="checkbox"/> 非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。</p> <p>◎ 非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。◆平18解釈通知第3の4の4（14）</p> <p><input type="checkbox"/> 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。◆平18厚令34第82条の2第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。</p> <p>◎ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせること。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。◆平18解釈通知第3の4の4（14）</p>	<p>適・否</p>	<p>消防計画 【有・無】</p> <p>風水害に関する計画 【有・無】</p> <p>地震に関する計画 【有・無】</p> <p>前年度の避難・救出訓練の実施回数 ⇒（ ）回 （年2回以上の実施か）</p> <p>防火管理者 氏名 _____ 講習修了証 【有・無】</p>
<p>28 衛生管理等</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>◎ 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>◎ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、関係通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p> <p>◎ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>・食事提供有る場合調理施設の衛生管理方法</p> <p>・従業員健康診断の扱い</p> <p>・職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法</p>

	<p>□ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。(★経過措置あり)</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置の活用可。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 事業所において介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。なお、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>イ 感染症の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、当該事業所の実態に応じ行うこと。 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。</p>		<p>・浴槽の消毒状況 ・レジオネラ等浴槽水の検査状況</p> <p>★R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(おおむね6月に1回開催が必要) 開催日 年 月 日 年 月 日</p> <p>結果の周知方法</p> <p>感染対策担当者名 ()</p> <p>指針の有・無</p>
<p>29 協力医療機関等</p>	<p>□ あらかじめ、協力医療機関・協力歯科医療機関を定めているか。</p> <p>□ 協力医療機関・協力歯科医療機関は共同生活住居から近距離にあるか。</p> <p>□ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。◆平18厚令34第83条第3項</p> <p>◎ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。◆平18解和通知第3の4の4(15)②</p>	<p>適・否</p>	<p>協力医療機関名 () 協力歯科医療機関名 () 後方支援施設名 ()</p> <p>上記医療機関・施設との契約書 【 有・無 】</p>

<p>30 掲示</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p>	<p>適・否</p>	<p>掲示【有・無】</p> <p>掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法も掲示あるか</p>
<p>31 秘密保持等</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。◆平18厚令34第3条の33第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第3条の33第2項準用</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。◆平18解職通知第3の104(23)②</p> <p>※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平18厚令34第3条の33第3項準用</p> <p>◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平18解職通知第3の104(23)③準用</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者 []人中 誓約書 []人分有</p> <p>利用者 []人中 個人情報使用同意書 []人分有</p> <p>★家族の個人情報を用いる場合、家族の同意が得たことが分かる様式であるか</p> <p>【適・否】</p>
<p>32 広告</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆平18厚令34第3条の34準用</p>	<p>適・否</p>	<p>パンフレット内容</p> <p>【適・否】</p>
<p>33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p><input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平18厚令34第3条の35準用</p>	<p>適・否</p>	
<p>34 苦情処理</p>	<p><input type="checkbox"/> 提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚令34第3条の36第3項準用</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。◆平18解職通知第3の104(25)②準用</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。◆平18厚令34第3条の36第4項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚令34第3条の36第5項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。◆平18厚令34第3条の36第6項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>マニュアル</p> <p>【有・無】</p> <p>苦情受付窓口</p> <p>【有・無】</p> <p>苦情相談窓口、処理体制・手順等の掲示</p> <p>【有・無】</p> <p>苦情記録</p> <p>【有・無】</p> <p>市町村調査</p> <p>【有・無】</p> <p>直近年月日</p> <hr/> <p>国保連調査</p> <p>【有・無】</p> <p>直近年月日</p> <hr/>
<p>35 調査への協力等</p>	<p><input type="checkbox"/> 市町村が定期的又は随時行う調査に協力しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚令34第84条</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者は、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び計画作成担当者等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表しているか。◆平18解職通知第3の404(16)</p>	<p>適・否</p>	

<p>36 地域との連携等</p>	<p>□ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センター職員、有識者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置の活用可。ただし、利用者等が参加する場合は、同意を得なければならない。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>◎ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。</p> <p>◎ 指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業者等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。</p> <p>◎ 運営推進会議の効率化や、事業所間ネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。</p> <p>イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>ロ 同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>□ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っているか。</p> <p>また、運営推進会議の複数事業所の合同開催は、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。</p> <p>◎ 実施に当たっては以下の点に留意すること。</p> <p>イ 自己評価は①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。</p> <p>ロ 外部評価は運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。</p> <p>ハ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。</p> <p>ニ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの記載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</p> <p>ホ 指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。</p> <p>□ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成し公表しているか。◆平18厚令34第34条第2項</p> <p>□ 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。◆平18厚令34第34条第3項</p> <p>□ 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>◎ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。◆平18解職通知第3の1の4(26)④準用</p>	<p>適・否</p> <p>過去1年間の運営推進会議開催回数 <input type="text"/>回中 会議録 <input type="text"/>回分有</p> <p>利用者等 <input type="text"/>回出席 地域住民 <input type="text"/>回出席 市職員又は地域包括支援センター職員 <input type="text"/>回出席</p> <p>会議録の公表方法 _____</p> <p>運営推進会議の合同開催【有・無】</p> <p>・自己評価 月 ・運営推進会議における外部評価 月</p> <p>・左記のイ～ホの項目に留意しながら実施しているか。</p>
-------------------	--	--

	<p>□ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者がいる場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めているか。◆平18厚令34第34条第5項</p> <p>◎ 本主眼第4の2の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から要介護者にもサービス提供を行わなければならない。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要である。</p>		
<p>37 居住機能を担う併設施設等への入居</p>	<p>□ 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、その他の施設へ入所等を希望した場合、円滑に入所等が行えるよう必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第86条</p>	<p>適・否</p>	
<p>38 事故発生時の対応</p>	<p>□ 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>□ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し再発防止対策を講じること。</p> <p>□ 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>□ 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。</p> <p>□ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>マニュアル 【有・無】 重大事故 (市報告対象事故) □ 件中 市事故報告済み □ 件 事故記録【有・無】 分析しているか</p> <p>損害賠償事例 【有・無】 賠償保険加入 【有・無】 保険名：</p>
<p>39 虐待の防止</p>	<p>□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり)</p> <p>一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎ 虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、小規模多機能型居宅介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待防止に関する措置を講じるものとする。</p> <p>・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第1の1の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <p>・虐待等の早期発見 小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう必要な措置がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、小規模多機能型居宅介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。(R6.3.31までは努力義務)</p>	<p>適・否</p>	<p>R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>必要な措置： 虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等</p>

	<p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、こと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号) 小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該小規模多機能型居宅介護事業所における指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該地域密着型通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 小規模多機能型居宅介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>	<p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための指針の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための研修 (年2回以上必要) 年 月 日</p> <p>担当者名 ()</p>
<p>40 会計の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>事業別決算 【有・無】</p>

<p>41 記録の整備</p>	<p>□ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 □ 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録（※）を整備し<u>その完結の日から2年間</u>保存しているか。 ※ 提供に関する記録 ◆平18厚令34第87条第2項 ① 居宅サービス計画 ② 小規模多機能型居宅介護計画 ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 市町村への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 ※ 「その完結の日」とは、①～⑤までは個々の利用者の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡及び自立を含む。）により、一連のサービス提供が終了した日、⑥～⑧は運営推進会議を開催し、記録を公表した日とする。</p>	<p>適・否</p>	<p>市条例では5年間 左記①～⑦の記録 【有・無】</p>
-----------------	---	------------	--